

グーグルビジネスプロフィール活用支援業務委託
公募型プロポーザル仕様書

令和8年9月
酒田市地域創生部観光物産課

グーグルビジネスプロフィール活用支援業務委託 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務の名称

グーグルビジネスプロフィール活用支援業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的

観光客が地域情報を収集する主要な情報源として、グーグルマップが上位に挙げられ、インバウンド客の9割以上が使用するとされている。特に「旅ナカ」※1の観光客に使用される可能性が高い。

飲食店・観光施設等をはじめとした観光関連事業者（以下、「事業者」という。）は、グーグルビジネスプロフィール※2（以下、「GBP」という。）登録を行い、グーグルマップ上に営業時間や問合せ先等を掲載している。GBP活用を行うことで、観光客へ正確かつ最新の情報を分かりやすく提供することができる。これにより、「旅マエ」「旅ナカ」の情報が充実し、実際に訪問・利用するまでの導線を整えるとともに、地域全体の情報発信力の向上に繋がることが期待される。

そこで本市は、市内事業者を対象に、GBPの活用推進及びセミナーを実施し、個々の店舗だけでなく地域全体のデジタル情報発信力の底上げを図り、観光客受け入れ体制の強化を目指す。

GBPの充実は、SEO※3対策に繋がり、観光客に対してより精度の高い情報を届けることができる。SEO対策はSEO※4対策に比べて比較的早期に成果を実感できるとされている。これらの一連の取組みSEO対策へのスムーズな連携の土台にもなるため、SEO対策の一環としてGBP活用を推進するものである。

なお、本市における市内全体で取組むGBP活用推進の考え方は「別紙1」のとおり。

※1 旅マエ・旅ナカ・旅アト…旅行者の行動や情報接触の段階を、旅行前、旅行中、旅行後の三つの時期に分けて捉える考え方。

旅マエ…旅行の計画・検討から、実際に訪問するまでの期間。旅行先に関する情報の収集、訪問先の選定、交通・宿泊等の予約、旅行日程の検討など、旅行者が訪問に向けた準備を行う段階。

旅ナカ…旅行者が実際に目的地を訪れ、滞在している期間。観光施設や地域資源の周遊、飲食、買物、地域との交流など、現地でさまざまな体験をする段階。

旅アト…旅行を終えて帰宅した後の期間。旅行中の体験を振り返り、写真や感想をSNS等で発信、周囲の人に旅行先を紹介するほか、再訪や次回の旅行先としての検討につながる段階。

※2 グーグルビジネスプロフィール…グーグルマップやグーグル検索において、飲食店・観光施設等の情報を適切に表示・管理するためのツール。名称、所在地、営業時間、写真などの情報を正確かつ最新の状態で掲載することで、グーグルマップ等を利用して観光情報を検索する観光客に対し、必要な情報を分かりやすく提供することができる。

※3 MEO…Map Engine Optimization（地図エンジン最適化）の略。地図情報サービスにおける検索結果で、飲食店・観光施設等の情報の視認性・発見性を高めることを目的とし、施設情報等を適切に整備・管理する取組み。

※4 SEO…Search Engine Optimization（検索エンジン最適化）の略。検索エンジンにおける検索結果で、ウェブサイトやウェブページの情報視認性・発見性を高めることを目的として、コンテンツやサイト構成等を適切に整備・改善する取組み。

4 履行場所

山形県酒田市内

5 業務内容

（1）GBPの運用支援

（ア）マニュアル作成・配布：

- ・事業者向け、本市向けマニュアルを作成すること。
- ・マニュアルは、事業者がセミナー及び本事業終了後も自ら継続的にGBPの運用を行えるよう、GBPの効果的な運用に係る作業一連の参考資料（GBP管理画面の確認、写真・投稿の追加、口コミへの返信、成果計測等）を含めること。
- ・作成したマニュアルは、事業者及び本市へデータ配布すること。

（イ）対象事業者の選定・提案：

- ・本市においてGBP登録済みであり、活用促進すべき事業者を業種・観光要素・マップ検索の観点などから選定・提案を行うこと。
- ・ただし、GBP活用に意欲的な事業者を優先的に選定すること。
- ・なお、今年度運用支援を行う事業者数は35事業者を目安とする。

（ウ）セミナー設計・開催：

- ・セミナーを開催し、本市の事業者に対して、下記を説明すること。
 - 1）MEO対策を絡めたGBP活用の必要性
 - 2）事業者がGBP活用に取り組むメリット
 - 3）GBP活用方法、事例
- ・セミナーの内容は、本市へ事前説明を行い決定するものとする。
- ・同一内容のセミナーをオンライン・オフライン問わず3回程度開催し、事業者が参加しやすいセミナー設計を行うこと。
- ・セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施し、本市へ提出すること。

- ・ アンケートの内容は、本市へ事前確認を行い決定するものとする。

(エ) オンライン支援（問合せ窓口の設置）：

- ・ セミナーに関する事業者からの個別問合せ及びセミナー参加申込みについては適切に対応すること。
- ・ セミナー終了後、事業者のG B Pの活用状況を確認し、必要に応じて情報の最適化や更新等を促すとともに、適切な活用に向けた支援を行うこと。
- ・ 事業者からの問合せについて、ミーティングツールやメール等を用いて個別の運用支援を行うこと。
- ・ 事業者からの問合せ内容及び回答内容について、報告書を作成し、本市へ提出すること。

(2) G B Pパフォーマンスデータ分析

(ア) G B Pと連携したシステムを用いたデータ収集・分析：

- ・ G B Pの効率的な活用を促進するため、グーグルマップと連携した外部サービス分析システムを導入し、G B Pの運用状況の管理及び事業者への支援を行うこと。
- ・ 事業者からG B Pのパフォーマンスデータを取得し、整理した上でデータ分析すること。
- ・ 事業者が分析データを活用できるよう、データを可視化できるダッシュボード機能を有することが望ましいものとする。
- ・ 事業者が効率的にG B P運用へ取り組めるよう、具体的な施策について、システムによる自動提案機能を有することが望ましいものとする。
- ・ 市全体の傾向分析が可能であること。
- ・ その他、機能に関して具体的な提案があった場合は、本市と十分に協議を行い決定するものとする。
- ・ 本市にも閲覧権限を付与すること。
- ・ なお、システムの保守管理・稼働環境についてセキュリティ面を考慮し提示すること。
- ・ 本業務によって得られたG B Pパフォーマンスデータは、本業務以外に使用しないこと。

(イ) 分析レポートの作成：

- ・ 各事業者のプロフィール閲覧者数やルート検索数、口コミなどのインサイトデータを分析し、「分析結果レポート」を提出の上、本業務においてどの程度運用が改善したのか、どのような効果が生まれたのか等の報告をすること。
- ・ 想定分析項目例：経路検索件数／プロフィール閲覧数／
ウェブサイトへのクリック数／電話件数／口コミ件数

(3) 市内事業者への周知・長期的事業展開提案

(ア) 市内事業者への周知：

- ・ セミナーの開催にあたっては、本市と連携して、周知・集客を行い、セミナーへの参加者を募集し、問合せ及び参加申込に対応することが望ましい。
- ・ 周知文章の作成や事業者への事前説明等、積極的に参画することが望ましい。

(イ) 来年度以降のG B P活用推進展開の提案：

- ・ 本事業を3か年で展開することを想定し、来年度以降の展開内容を提案すること。
- ・ G B P新規登録事業者への対応や市民参加型施策等、拡張性のある提案を含むことが望ましい。
- ・ ただし、翌年度以降の検討となるため、今年度経費には含まない。

(4) 想定スケジュール

- ・ 提案内容を考慮したスケジュールを計画すること。なお、現時点で本市が想定しているスケジュールは、以下のとおり。

項目	実施時期
対象事業者の選定・提案	令和8年11月中旬～下旬頃
市内事業者への周知 各種マニュアル作成	令和8年12月中旬～下旬頃
セミナー開催	令和8年12月下旬～令和9年1月中旬

(5) 独自提案事項【任意】

(ア) 今年度独自提案：

- ・ 上記(1)～(4)の必須提案事項と連動し、本事業の趣旨である「事業者の自発的なG B P活用を促進」するため、効果的と考えられる独自の取組み等がある場合は、企画提案すること。
- ・ ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

6 成果物

(1) 内容

- (ア) 事業者及び本市向けのマニュアル
- (イ) 事業者向けのセミナー動画（電子媒体のみの提出）
- (ウ) 各セミナーの参加者一覧及びアンケート回答結果
- (エ) オンライン支援の問合せ内容及び回答内容
- (オ) G B Pと連携したシステムのマニュアル
- (カ) 分析結果レポート
- (キ) 上記(ア)～(カ)を取りまとめた業務実施報告書（事業者へのアプローチ・フォロー等各種実施内容、活動成果、地域分析から見えた各種課題及び効果的に実施するための提案を含む）

(2) 形式

印刷物 3部及び電子データを提出すること。

(3) 納期

令和9年3月25日（木）

7 契約に関する条件等

(1) 委託等について

- (ア) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、または請け負わせることはできない。

(イ) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出して委託者の承認を得ること。

(ウ) 受託者は、上記により、再委託する場合には、本市に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

(ア) 委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(イ) 受託者は当該要求があったときは、その内容に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

(ア) 著作権は委託者に帰属することとする。

(イ) ただし、受託者が本業務を行う以前から有し、又は、本業務とは関連性を有さず独自に創作等した一切の知的財産権については、受託者に留保されるものとし、当該知的財産権については、本業務の目的内使用に限り、委託者に対して無償の使用権を付与するものとする。

(4) 機密の保持

(ア) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。これは、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

(ア) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(6) その他

(ア) 受託者は、契約締結後ただちに履行期間終了までのスケジュール表を作成し、委託者に提出すること。

(イ) 業務の遂行に必要な経費（資料作成等も含む。）は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

(ウ) その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合については、委託者及び受託者にて速やかに協議の上、実施方法等を定めるものとする。